

伊 勢 市 公 報

第 33 号
平成 19 年 3 月 20 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市建設工事検査規則の一部を改正する規則	3
農業委員会訓令	
○ 農地基本台帳の閲覧に関する規程	7
○ 伊勢市農業委員会事務局辞令式取扱規程の一部を改正する規程	11
告 示	
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	13
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	14
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	15
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	16
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	17
○ 道路の区域変更について	18
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	20
○ 車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に定める道路の指定及び同令第 10 条第 1 項に定める通行方法について	21
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	23
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	24
○ 道路の供用開始について	25
○ 道路の供用開始について	26
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	27
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	28
○ 三重県知事選挙関係	
・ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくじを行う場所及び日時について	29
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	30
・ 選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面を縦覧する場所について	31
○ 三重県議会議員選挙関係	
・ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくじを行う場所及び日時について	32
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	33
・ 選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面を縦覧する場所について	34
○ 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙関係	
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	35
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	36
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	37
公 告	

○ 農用地利用集積計画の作成について	38
○ 伊勢市国民保護計画に関するパブリックコメントの結果について	39
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更に伴う変更後の農業振興地域整備計画の案の縦覧について	40
○ 小俣町農業振興地域整備計画の変更に伴う変更後の農業振興地域整備計画の案の縦覧について	42
○ 旧御菌村農業振興地域整備計画の変更に伴う変更後の農業振興地域整備計画の案の縦覧について	44

伊勢市建設工事検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 2 号

伊勢市建設工事検査規則の一部を改正する規則

伊勢市建設工事検査規則（平成 17 年伊勢市規則第 132 号）の一部を次のように改正する。

様式第 13 号を次のように改める。

公共工事成績調書 (完成・出来高・中間)

※該当する検査を必ずチェックすること。

- 完成
- 部分完成
- 出来高1
- 出来高2

●完成検査で過去に出来高、中間を実施している場合は、評定点等を手入力すること。
 なお、過去に3回以上ある場合は、対応していないので平均値を計算して手計算すること。
 過去に一部完成があった場合の、完成時の評定点には対応していないので、
 完成検査時の評定点を本採点表で求めた後、
 その都度、請負額に占める対象金額の加重平均により手計算すること。

検査日 平成 年 月 日 課

工事番号 工事名		平成 年度 第 号										契約金額 (最 終)					円 (うち消費税相当額 円)														
工事場所		伊勢市 地内					請 負 者 名					工 期					平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					完成年月日					平成 年 月 日				
考 査 項 目		監 督 員					課長又は係長級					検査員 出来高・中間①					検査員 出来高・中間②					検査員 (完成)									
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名									
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e					
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																									
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																									
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15					
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15																				
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15																				
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																									
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20					
	II. 品 質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25					
	III. 出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0						
4. 高度技術	I. 高度技術力 (0~13)			0																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 (0~7)			0																											
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+5	0																						
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点					#REF! 点									
評定点 (65点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					③ 点					④ #REF! 点									
7. 評定点計		点					○出来高 (中間) 検査があった場合: (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) = 評定点計 ※但し、③ (出来高、中間) が2回以上の場合は平均値 ○出来高 (中間) 検査がなかった場合: (①×0.4+②×0.2+④×0.4) = 評定点計																								
8. 法令遵守等		点					点					点					点					点									
9. 評定点合計		点 ○7. 評定点計 - 8. 法令遵守等																													
所 見		【監督員】										【課長又は係長級】										【検査員】									
		印										印										印									

※1 1~3の評定 (65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定 = 評定点
 ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、担当課内での責任者による合議を原則とする。
 ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
 ※4 所見は必要に応じて記載する。なお、70点未満は必ず記載する。
 ※5 各考查項目毎の採点は、監督員は別紙1-①~別紙1-⑤、課長又は係長級は別紙2-①~別紙2-②、検査員は別紙3-①~別紙3-③によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員・課長又は係長級が記入する。
 ※6 法令遵守等の評価は、課長又は係長級が行う。
 ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の伊勢市建設工事検査規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結された契約に係る工事について適用し、同日前に締結された契約に係る工事については、なお従前の例による。

農地基本台帳の閲覧に関する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 13 日

伊勢市農業委員会

会 長 中 川 堯

伊勢市農業委員会訓令第1号

農地基本台帳の閲覧に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、個人情報を保護するため、農地基本台帳の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧のできる者)

第2条 次の各号に掲げる者は、当該農業経営主に係る農地基本台帳を閲覧することができる。

- (1) 農業経営主及びその世帯員
- (2) 前号に掲げる者から委任を受けた者

(閲覧の場所)

第3条 農地基本台帳の閲覧の場所は、伊勢市農業委員会事務局とする。

(閲覧の方法)

第4条 閲覧をしようとする者は、会長に農地基本台帳閲覧申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 第2条第2号に規定する者は、申請書に委任状（様式第2号）を添付するものとする。
- 3 閲覧にあたっては、職員の指示に従って閲覧するものとする。

(遵守事項)

第5条 農地基本台帳の閲覧にあたっては、当該台帳を外部に持ち出し、又は損傷し、若しくは加筆してはならない。

(閲覧の禁止)

第6条 会長は、この訓令に違反する者に対し、農地基本台帳の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

農地基本台帳閲覧申請書

（あて先）伊勢市農業委員会

年 月 日

申請者 窓口へ来られた あなたの	住 所		
	氏 名	フリガナ	
閲覧される方の	住 所		
	氏 名	フリガナ	続 柄
農地基本台帳の閲覧を申請いたします。			

※注 代理人が閲覧する場合は委任状が必要です。

様式第2号（第4条関係）

委 任 状

（あて先）伊勢市農業委員会

年 月 日

代理人（頼まれた人）	住 所	
	氏 名	フリガナ
	生年月日	
上記の者を代理人に選任し、私に係る農地基本台帳の閲覧について、その権限を委任したのでお届けします。		
委任者（頼んだ人）	住 所	
	氏 名	フリガナ 印
	生年月日	

※注1 委任状は必ず委任者がすべて自書又は押印して下さい。

※注2 訂正される場合は必ず委任者が自書又は委任者の押印された印鑑で訂正して下さい。

伊勢市農業委員会事務局辞令式取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 15 日

伊勢市農業委員会

会 長 中 川 堯

伊勢市農業委員会訓令第2号

伊勢市農業委員会事務局辞令式取扱規程の一部を改正する規程

伊勢市農業委員会事務局辞令式取扱規程(平成17年伊勢市農業委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表昇格の項を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 15 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 19 年 3 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1811			
警告書はり付け日	平成 18 年 9 月 29 日			
放 置 場 所	伊勢市藤里町地内 市道藤里 9 - 1 号線			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	フォルクスワ ーゲン	塗 色	赤色
	車 名	ゴルフ	自動車登録 番 号	不明
	型式・種別	不明	車 台 番 号	WVWZZZ1HZVW330949

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係

(電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 16 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 19 年 3 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1812			
警告書はり付け日	平成 18 年 9 月 29 日			
放 置 場 所	伊勢市藤里町地内 市道藤里 9 - 1 号線			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	スズキ	塗 色	グレー
	車 名	オートザム	自動車登録 番 号	和泉 43 う 7346
	型式・種別	不明・軽自動車	車 台 番 号	DG51V-250270

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係

(電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 17 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 19 年 3 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1813			
警告書はり付け日	平成 18 年 9 月 29 日			
放 置 場 所	伊勢市藤里町地内 市道藤里 9 - 1 号線			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	ニッサン	塗 色	グレー
	車 名	スカイライン	自動車登録 番 号	三重 300 の 4556
	型式・種別	E-HR33・普通	車 台 番 号	HR33-021427

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係

(電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 18 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 19 年 3 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1815			
警告書はり付け日	平成 18 年 9 月 29 日			
放 置 場 所	伊勢市藤里町地内 市道藤里 9 - 1 号線			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	ダイハツ	塗 色	黒色
	車 名	ミラ	自動車登録 番 号	三重 42 い 9548
	型式・種別	M-L70V・軽自動車	車 台 番 号	L70V-750923

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係

(電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 19 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 19 年 3 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1816			
警告書はり付け日	平成 18 年 9 月 29 日			
放 置 場 所	伊勢市藤里町地内 市道藤里 9 - 1 号線			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	ホンダ	塗 色	赤色
	車 名	トゥデイ	自動車登録 番 号	神戸 41 く 8561
	型式・種別	M-JW1・軽自動車	車 台 番 号	JW1-1250116

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係

(電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 20 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 3 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	伊勢玉城線	上地町字南浦田 382 番地先から 上地町字取橋 234 番地先まで	旧	5.5～9.5	496.0
			新	5.5～10.7	496.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 21 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
檜原町会自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10
項の規定により告示します。

平成 19 年 3 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 右 京 繁 樹

伊勢市檜原町 142 番地

変更後 森 下 洋 明

伊勢市檜原町 593 番地 1

伊勢市告示第 22 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 19 年 3 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 正 勝

伊勢市東豊浜町 1611 番地

変更後 河 俣 裕

伊勢市東豊浜町 1497 番地

伊勢市告示第 23 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めます。

平成 19 年 3 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
宮本 1 号線	伊勢市藤里町字岩ヶ崎 698 番 12 地先から 伊勢市前山町字中之尾 379 番 9 地先まで
宮本 4 号線	伊勢市前山町字中之尾 377 番 3 地先から 伊勢市津村町字今新田 747 番 1 地先まで

2 指定する期日 平成 19 年 4 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分

に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

伊勢市告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 19 年 3 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 藤 原 建 治

伊勢市西豊浜町 661 番地

変更後 奥 野 隆 雄

伊勢市西豊浜町 78 番地

伊勢市告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

平成 19 年 3 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 浅 沼 昭 勇

伊勢市柏町 626 番地 3

変更後 橋 村 正 一

伊勢市柏町 526 番地

伊勢市告示第 26 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 3 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
一色 8 号線	一色町字中川 890 番 1 地先から 一色町字向崎 1436 番 2 地先まで

供用開始の期日 平成 19 年 3 月 9 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 27 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 3 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
相合 26 号線	小俣町相合 1057 番 2 地先から 小俣町相合 1028 番 1 地先まで
元町 46 号線	小俣町元町 775 番地先から 小俣町元町 851 番地先まで

供用開始の期日 平成 19 年 3 月 15 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市選管告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条及び第75条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、下記のとおりです

平成19年3月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 2,203人

2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 36,701人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 110,103人

伊勢市選管告示第7号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、下記のとおりです。

平成19年3月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 18,351人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 110,103人

伊勢市選管告示第8号

平成19年4月8日執行予定の三重県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示します。

平成19年3月9日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

- 1 くじを行う日時 平成19年3月22日（木） 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選管告示第9号

平成19年4月8日執行予定の三重県知事選挙における伊勢市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のように定めましたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により告示します。

平成19年3月9日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

- | | |
|-------|--|
| 1 場 所 | 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 日 時 | 平成19年4月5日(木) 午後5時30分 |

伊勢市選管告示第 10 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年 3 月 21 日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり関係人に縦覧に供するので告示します。

平成 19 年 3 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 縦覧の日時 3 月 22 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 縦覧の場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選管告示第 11 号

平成 19 年 4 月 8 日執行予定の三重県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選管告示第 5 号）第 85 条の規定により告示します。

平成 19 年 3 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 くじを行う日時 平成 19 年 3 月 30 日（金） 午後 5 時 30 分
- 2 くじを行う場所 伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選管告示第 12 号

平成 19 年 4 月 8 日執行予定の三重県議会議員選挙における伊勢市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のように定めましたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 6 項の規定により告示します。

平成 19 年 3 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- | | |
|-------|--|
| 1 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 日 時 | 平成 19 年 4 月 5 日（木） 午後 5 時 30 分 |

伊勢市選管告示第 13 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年 3 月 29 日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり関係人に縦覧に供するので告示します。

平成 19 年 3 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 縦覧の日時 3 月 30 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 縦覧の場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選管告示第 14 号

平成 19 年 4 月 8 日執行予定の三重県知事選挙及びこれと同時に行われる三重県
議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 19 年 3 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

交 付 場 所	伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所東庁舎 4 階 伊勢市選挙管理委員会室
---------	--

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 3 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
304	有限会社 泊工務店	志摩市阿児町甲賀 3099 番地 8	平成 19 年 3 月 2 日
305	有限会社 堂岡工務店	志摩市阿児町甲賀 3271 番地 1	平成 19 年 3 月 2 日

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、伊勢市上下水道部下水道課及び各総合支所上下水道課に備え置いて、平成 19 年 3 月 16 日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

平成 19 年 3 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 19 年 4 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
河崎 1 丁目及び船江 1 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 12 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 3 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
1 人	1 人	1,005 m ²	1 年
2 人	2 人	6,100 m ²	3 年
9 人	5 人	40,637 m ²	5 年
3 人	2 人	19,375 m ²	6 年

伊勢市公告第 13 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき伊勢市国民保護計画を定めたので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市国民保護計画(素案)に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 19 年 3 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 案の題名
伊勢市国民保護計画（素案）
- 2 案の公告日
平成 18 年 10 月 11 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市まちづくり推進部防災防犯課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 14 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成 19 年 4 月 13 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成 19 年 4 月 13 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 19 年 3 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間
自 平成 19 年 3 月 15 日
至 平成 19 年 4 月 13 日

- 2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先
伊勢市産業部 農林課 伊勢市役所東庁舎 3 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 農林課

ファクシミリ 0596-21-5605

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出にあたっての留意事項

意見書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記提出先に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出にあたっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか郵送により申出してください。

伊勢市公告第 15 号

小俣町農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成 19 年 4 月 13 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成 19 年 4 月 13 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 19 年 3 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間
自 平成 19 年 3 月 15 日
至 平成 19 年 4 月 13 日

- 2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先
伊勢市小俣総合支所 産業建設課

郵送 〒519-0592

伊勢市小俣町元町 540 番地 小俣総合支所 産業建設課

ファクシミリ 0596-22-3454

電子メール ob-sangyo@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出にあたっての留意事項

意見書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記提出先に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出にあたっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか郵送により申出してください。

伊勢市公告第 16 号

旧御菌村農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成 19 年 4 月 13 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成 19 年 4 月 13 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 19 年 3 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間
自 平成 19 年 3 月 15 日
至 平成 19 年 4 月 13 日
- 2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先
伊勢市御菌総合支所 産業建設課

郵送 〒516-8501

伊勢市御薊町長屋 1221 番地 御薊総合支所 産業建設課

ファクシミリ 0596-22-1111

電子メール mi-sangyo@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出にあたっての留意事項

意見書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記提出先に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出にあたっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか郵送により申出してください。